

KCN WiMAX+5G契約約款 新旧対照表

旧	新																																																								
<p>第1条 (約款の適用) 近鉄ケーブルネットワーク株式会社 (以下「当社」といいます。) は、電気通信事業法 (昭和59年法律第86号、以下「法」といいます。) およびその他の法令に従うとともに、当社の定めるKCN WiMAX+5G契約約款 (以下「本約款」といいます。) によりKCN WiMAX+5G (以下「本サービス」といいます。) を提供します。</p>	<p>第1条 (約款の適用) 近鉄ケーブルネットワーク株式会社 (以下「当社」といいます。) は、電気通信事業法 (昭和59年法律第86号、以下「法」といいます。) およびその他の法令に従うとともに、当社の定めるKCN WiMAX+5G契約約款 (以下「本約款」といいます。) により、<u>KCN WiMAX+5G</u> (以下「本サービス」といいます。) を提供します。</p>																																																								
<p>第3条 (用語の定義) 本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気通信設備</td> <td>電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備</td> </tr> <tr> <td>電気通信事業者</td> <td>電気通信事業を営むことについて、法第9条の登録を受けた者および第16条第1項の規定による届出をした者</td> </tr> <tr> <td>電気通信サービス</td> <td>電気通信設備を用いて他人の通信を<u>媒介すること</u>、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することを目的とするサービス</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>KCN WiMAX+5G 端末機器</td> <td>本サービスの利用にあたって使用するアンテナおよび無線送受信装置</td> </tr> <tr> <td>無線基地局設備</td> <td><u>KCN WiMAX+5G端末機器</u>との間で電波を送り、または受けるための電気通信設備であって、次のもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>UQ通信サービス</td> <td>KDDI 株式会社 が UQ 通信網 を使用して提供する電気通信サービスであって、加入者は、次に定める通信モード (それぞれ次の表の右欄に定める通信を利用可能とする <u>KCN WiMAX+5G 端末機器</u> の設定であって、当社が指定する仕様に準拠したものをいいます。以下同じ。) を選択することができます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>セッション</td> <td>当社または提携事業者等の電気通信設備において <u>KCN WiMAX+5G 端末機器</u> に係る IP アドレスの割り当てを維持している状態</td> </tr> <tr> <td>本契約</td> <td>当社から本サービスの提供を受けるための契約</td> </tr> <tr> <td>申込者</td> <td>本サービスの加入申込みをする個人または法人</td> </tr> <tr> <td>加入者</td> <td>当社と <u>本サービス</u> の本契約を締結した個人または法人</td> </tr> <tr> <td>加入者回線</td> <td>契約に基づいて、無線基地局設備と <u>KCN WiMAX+5G 端末機器</u> の間に設定される電気通信回線</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>サーバ</td> <td><u>本サービス提供</u> にあたり、機能やデータを保有している機器</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>auスマートバリュー/ 自宅セット割(インターネットコース)</td> <td>提携事業者が提供する携帯電話サービスと特定の <u>固定回線</u> もしくは <u>Wi-Fi ルータ</u> 等の組み合わせで、携帯電話の利用料等を割り引く特典のことをいいます。</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備	電気通信事業者	電気通信事業を営むことについて、法第9条の登録を受けた者および第16条第1項の規定による届出をした者	電気通信サービス	電気通信設備を用いて他人の通信を <u>媒介すること</u> 、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することを目的とするサービス	KCN WiMAX+5G 端末機器	本サービスの利用にあたって使用するアンテナおよび無線送受信装置	無線基地局設備	<u>KCN WiMAX+5G端末機器</u> との間で電波を送り、または受けるための電気通信設備であって、次のもの。	UQ通信サービス	KDDI 株式会社 が UQ 通信網 を使用して提供する電気通信サービスであって、加入者は、次に定める通信モード (それぞれ次の表の右欄に定める通信を利用可能とする <u>KCN WiMAX+5G 端末機器</u> の設定であって、当社が指定する仕様に準拠したものをいいます。以下同じ。) を選択することができます。	セッション	当社または提携事業者等の電気通信設備において <u>KCN WiMAX+5G 端末機器</u> に係る IP アドレスの割り当てを維持している状態	本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約	申込者	本サービスの加入申込みをする個人または法人	加入者	当社と <u>本サービス</u> の本契約を締結した個人または法人	加入者回線	契約に基づいて、無線基地局設備と <u>KCN WiMAX+5G 端末機器</u> の間に設定される電気通信回線	サーバ	<u>本サービス提供</u> にあたり、機能やデータを保有している機器	auスマートバリュー/ 自宅セット割(インターネットコース)	提携事業者が提供する携帯電話サービスと特定の <u>固定回線</u> もしくは <u>Wi-Fi ルータ</u> 等の組み合わせで、携帯電話の利用料等を割り引く特典のことをいいます。	<p>第3条 (用語の定義) 本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気通信設備</td> <td>電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備</td> </tr> <tr> <td>電気通信事業者</td> <td>電気通信事業を営むことについて、法第9条の登録を受けた者および第16条第1項の規定による届出をした者</td> </tr> <tr> <td>電気通信サービス</td> <td>電気通信設備を用いて他人の通信を<u>媒介し</u>、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することを目的とするサービス</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>KCN WiMAX+5G 端末機器</td> <td>本サービスの利用にあたって使用するアンテナおよび無線送受信装置 <u>(以下「端末機器」といいます。)</u></td> </tr> <tr> <td>無線基地局設備</td> <td><u>端末機器</u>との間で電波を送り、または受けるための電気通信設備であって、次のもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>UQ通信サービス</td> <td>KDDI 株式会社 が UQ 通信網 を使用して提供する電気通信サービスであって、加入者は、次に定める通信モード (それぞれ次の表の右欄に定める通信を利用可能とする <u>端末機器</u> の設定であって、当社が指定する仕様に準拠したものをいいます。以下同じ。) を選択することができます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>セッション</td> <td>当社または提携事業者等の電気通信設備において <u>端末機器</u> に係る IP アドレスの割り当てを維持している状態</td> </tr> <tr> <td>本契約</td> <td>当社から本サービスの提供を受けるための契約</td> </tr> <tr> <td>申込者</td> <td>本サービスの加入申込みをする個人または法人</td> </tr> <tr> <td>加入者</td> <td>当社と本契約を締結した個人または法人</td> </tr> <tr> <td>加入者回線</td> <td>本契約に基づいて、無線基地局設備と <u>端末機器</u> の間に設定される電気通信回線</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>サーバ</td> <td><u>本サービスの提供</u> にあたり、機能やデータを保有している機器</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>auスマートバリュー/ 自宅セット割(インターネットコース)</td> <td>提携事業者が提供する携帯電話サービスと特定の <u>固定インターネット回線</u> もしくは <u>無線インターネット回線</u> 等の組み合わせで、携帯電話の利用料等を割り引く特典のことをいいます。</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備	電気通信事業者	電気通信事業を営むことについて、法第9条の登録を受けた者および第16条第1項の規定による届出をした者	電気通信サービス	電気通信設備を用いて他人の通信を <u>媒介し</u> 、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することを目的とするサービス	KCN WiMAX+5G 端末機器	本サービスの利用にあたって使用するアンテナおよび無線送受信装置 <u>(以下「端末機器」といいます。)</u>	無線基地局設備	<u>端末機器</u> との間で電波を送り、または受けるための電気通信設備であって、次のもの。	UQ通信サービス	KDDI 株式会社 が UQ 通信網 を使用して提供する電気通信サービスであって、加入者は、次に定める通信モード (それぞれ次の表の右欄に定める通信を利用可能とする <u>端末機器</u> の設定であって、当社が指定する仕様に準拠したものをいいます。以下同じ。) を選択することができます。	セッション	当社または提携事業者等の電気通信設備において <u>端末機器</u> に係る IP アドレスの割り当てを維持している状態	本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約	申込者	本サービスの加入申込みをする個人または法人	加入者	当社と本契約を締結した個人または法人	加入者回線	本契約に基づいて、無線基地局設備と <u>端末機器</u> の間に設定される電気通信回線	サーバ	<u>本サービスの提供</u> にあたり、機能やデータを保有している機器	auスマートバリュー/ 自宅セット割(インターネットコース)	提携事業者が提供する携帯電話サービスと特定の <u>固定インターネット回線</u> もしくは <u>無線インターネット回線</u> 等の組み合わせで、携帯電話の利用料等を割り引く特典のことをいいます。
用語	用語の意味																																																								
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備																																																								
電気通信事業者	電気通信事業を営むことについて、法第9条の登録を受けた者および第16条第1項の規定による届出をした者																																																								
電気通信サービス	電気通信設備を用いて他人の通信を <u>媒介すること</u> 、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することを目的とするサービス																																																								
KCN WiMAX+5G 端末機器	本サービスの利用にあたって使用するアンテナおよび無線送受信装置																																																								
無線基地局設備	<u>KCN WiMAX+5G端末機器</u> との間で電波を送り、または受けるための電気通信設備であって、次のもの。																																																								
UQ通信サービス	KDDI 株式会社 が UQ 通信網 を使用して提供する電気通信サービスであって、加入者は、次に定める通信モード (それぞれ次の表の右欄に定める通信を利用可能とする <u>KCN WiMAX+5G 端末機器</u> の設定であって、当社が指定する仕様に準拠したものをいいます。以下同じ。) を選択することができます。																																																								
セッション	当社または提携事業者等の電気通信設備において <u>KCN WiMAX+5G 端末機器</u> に係る IP アドレスの割り当てを維持している状態																																																								
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約																																																								
申込者	本サービスの加入申込みをする個人または法人																																																								
加入者	当社と <u>本サービス</u> の本契約を締結した個人または法人																																																								
加入者回線	契約に基づいて、無線基地局設備と <u>KCN WiMAX+5G 端末機器</u> の間に設定される電気通信回線																																																								
サーバ	<u>本サービス提供</u> にあたり、機能やデータを保有している機器																																																								
auスマートバリュー/ 自宅セット割(インターネットコース)	提携事業者が提供する携帯電話サービスと特定の <u>固定回線</u> もしくは <u>Wi-Fi ルータ</u> 等の組み合わせで、携帯電話の利用料等を割り引く特典のことをいいます。																																																								
用語	用語の意味																																																								
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備																																																								
電気通信事業者	電気通信事業を営むことについて、法第9条の登録を受けた者および第16条第1項の規定による届出をした者																																																								
電気通信サービス	電気通信設備を用いて他人の通信を <u>媒介し</u> 、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することを目的とするサービス																																																								
KCN WiMAX+5G 端末機器	本サービスの利用にあたって使用するアンテナおよび無線送受信装置 <u>(以下「端末機器」といいます。)</u>																																																								
無線基地局設備	<u>端末機器</u> との間で電波を送り、または受けるための電気通信設備であって、次のもの。																																																								
UQ通信サービス	KDDI 株式会社 が UQ 通信網 を使用して提供する電気通信サービスであって、加入者は、次に定める通信モード (それぞれ次の表の右欄に定める通信を利用可能とする <u>端末機器</u> の設定であって、当社が指定する仕様に準拠したものをいいます。以下同じ。) を選択することができます。																																																								
セッション	当社または提携事業者等の電気通信設備において <u>端末機器</u> に係る IP アドレスの割り当てを維持している状態																																																								
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約																																																								
申込者	本サービスの加入申込みをする個人または法人																																																								
加入者	当社と本契約を締結した個人または法人																																																								
加入者回線	本契約に基づいて、無線基地局設備と <u>端末機器</u> の間に設定される電気通信回線																																																								
サーバ	<u>本サービスの提供</u> にあたり、機能やデータを保有している機器																																																								
auスマートバリュー/ 自宅セット割(インターネットコース)	提携事業者が提供する携帯電話サービスと特定の <u>固定インターネット回線</u> もしくは <u>無線インターネット回線</u> 等の組み合わせで、携帯電話の利用料等を割り引く特典のことをいいます。																																																								
<p>第4条 (サービスの種類) 本サービスにより提供するサービスの種類および<u>料金</u>は、別に定める料金表に記載のとおりとします。 2. 当社は本サービスの内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。</p>	<p>第4条 (サービスの種類) 本サービスにより提供するサービスの種類および<u>料金等</u>は、別に定める料金表に記載のとおりとします。 2. 当社は、<u>本サービス</u>の内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。</p>																																																								
<p>第5条 (オプションサービスの種別) 本サービスにおけるオプションサービスの<u>種別については</u>、別に定める料金表に記載のとおりとします。 (略)</p>	<p>第5条 (オプションサービスの種別) 本サービスにおけるオプションサービスの<u>種別および料金等</u>は、別に定める料金表に記載のとおりとします。 (略)</p>																																																								
<p>第6条 (提供区域) 別に定める提供区域において本サービスを提供します。</p>	<p>第6条 (提供区域) <u>当社は</u>、別に定める提供区域において本サービスを提供します。</p>																																																								
<p>第7条 (契約の単位) 当社は、加入者回線1回線<u>ごとに</u>1の本契約を締結します。この場合、加入者は1の本契約につき1人に限ります。 2. 加入者が1の加入者回線で利用できる <u>KCN WiMAX+5G 端末機器</u> は1つまでとします。当社は、<u>本サービスがこの KCN WiMAX+5G 端末機器以外のアンテナおよび無線送受信装置により利用できることを保証しません。</u></p>	<p>第7条 (契約の単位) 当社は、加入者回線1回線<u>につき</u>1の本契約を締結します。この場合、加入者は1の本契約につき1人に限ります。 2. 加入者が1の加入者回線で利用できる <u>端末機器</u> は1つまでとします。</p>																																																								

KCN WiMAX+5G契約約款 新旧対照表

旧	新
<p>第8条（契約の申込み） 申込者は、本約款を承認の上、当社所定の申込様式に次の事項を記載して当社に提出します。この場合、当社は、別に定める本人確認を行います。</p> <p>(1) <u>申込者の住所、氏名、電話番号</u></p> <p>(2) 利用を希望するサービスの種類</p> <p>(3) その他必要事項 (略)</p>	<p>第8条（契約の申込み） 申込者は、本約款を承認の<u>うえ</u>、当社所定の申込様式に次の事項を記載して当社に提出します。この場合、当社は、別に定める本人確認を行います。</p> <p>(1) <u>申込者の住所または所在地、氏名または商号および代表者名、ならびに電話番号</u></p> <p>(2) 利用を希望するサービスの種類<u>およびオプションサービス</u></p> <p>(3) その他必要事項 (略)</p>
<p>第9条（申込みの承諾） (略)</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、<u>当社は</u>、業務上の都合により、<u>その</u>申込みの承諾を延期することがあります。</p> <p>3. 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本契約の申込みを承諾しない場合があります。</p> <p>(1) 申込者が本約款に違反するおそれがある場合</p> <p>(2) 第8条（契約の申込み）に基づき提出された当社所定の申込様式への記載事項その他の書類に不備がある場合</p> <p>(3) 申込者<u>および</u>申込者と生計を同一にする者が、過去に当社（および当社グループ企業を<u>含む</u>。以下本項において同じ。）の提供するサービスにおいて、滞納等により強制解約となっていた場合</p> <p>(4) 申込者<u>および</u>申込者と生計を同一にする者が、当社の提供するサービスにおいて、滞納中、<u>利用休止中</u>、利用停止中である場合</p> <p>(5) 申込者<u>および</u>申込者と生計を同一にする者が、当社の提供するサービスにおいて、当社の定める禁止事項に抵触したことがある場合</p> <p>(6) 申込内容に虚偽の記載があった場合</p> <p>(7) 本サービスを提供することが、運用上または技術上著しく<u>困難な</u>場合 (略)</p> <p>(9) その他、<u>本契約の締結が不相当であると当社が判断した場合</u></p>	<p>第9条（申込みの承諾） (略)</p> <p>2. <u>当社は</u>、前項の規定にかかわらず、業務上の都合により、<u>本サービスの</u>申込みの承諾を延期することがあります。</p> <p>3. 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本契約の申込みを承諾しない場合があります。</p> <p>(1) 申込者が本約款に違反するおそれがある場合</p> <p>(2) 第8条（契約の申込み）に基づき提出された当社所定の申込様式への記載事項その他の書類に不備がある場合</p> <p>(3) 申込者<u>または</u>申込者と生計を同一にする者が、過去に当社（および当社グループ企業を<u>含みます</u>。以下本項において同じ。）の提供するサービスにおいて、滞納等により強制解約となっていた場合</p> <p>(4) 申込者<u>または</u>申込者と生計を同一にする者が、当社の提供するサービスにおいて、滞納中<u>または</u>利用停止中である場合</p> <p>(5) 申込者<u>または</u>申込者と生計を同一にする者が、<u>過去に</u>当社の提供するサービスにおいて、当社の定める禁止事項に抵触したことがある場合</p> <p>(6) 申込内容に虚偽の記載があった場合</p> <p>(7) 本サービスを提供することが、運用上または技術上著しく<u>困難である</u>場合 (略)</p> <p>(9) その他、<u>当社の業務遂行上支障がある場合</u></p>
<p>第12条（契約事項の変更） 加入者は、<u>契約事項の変更を請求できます</u>。この場合、<u>加入者</u>は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の14日前までに当社に提出します。</p> <p>2. 加入者は、住所、電話番号、<u>料金支払方法</u>、料金支払口座などの変更がある場合には、当社所定の書類に必要事項を記入して、事前に当社に提出します。</p> <p>3. 当社は、<u>前2項</u>の請求を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。 (略)</p> <p>5. 当社が特に認める場合に限り、加入者は本条に規定する書類の提出に代え、当社の定める<u>方法で</u>当該変更の<u>請求が</u>できます。</p>	<p>第12条（契約事項の変更） 加入者は、<u>契約事項のうち、サービスの種類およびオプションサービスの変更を請求することができます</u>。この場合、<u>当該加入者</u>は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の14日前までに当社に提出します。</p> <p>2. 加入者は、<u>当社に届け出た</u>住所、電話番号、<u>料金支払い方法</u>、料金支払口座などの変更がある場合には、当社所定の書類に必要事項を記入して、事前に当社に提出します。</p> <p>3. 当社は、<u>第1項および第2項</u>の請求を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。 (略)</p> <p>5. 当社が特に認める場合に限り、加入者は本条に規定する書類の提出に代え、当社の定める<u>方法により</u>当該変更を<u>請求することが</u>できます。</p>
<p>第13条（名義変更） 加入者は、契約名義を変更することはできません。ただし、次のいずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合はこの限りではありません。</p> <p>(1) 個人加入者が<u>死亡した場合</u>で、当該加入者の相続人の名義に変更する場合</p> <p>(2) 法人加入者が合併または組織変更により商号を変更する場合</p> <p>(3) 2親等以内の家族の名義に変更する場合 <u>(旧加入者の同意書を添付するものとします。)</u></p> <p>(4) 当社が特に認めた場合 (略)</p> <p>3. 個人加入者が改姓・改名した場合<u>および法人加入者が商号を変更した場合</u>においても前項の書類の提出を必要とします。 (略)</p>	<p>第13条（名義変更） 加入者は、契約名義を変更することはできません。ただし、次のいずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合はこの限りではありません。</p> <p>(1) 個人加入者が<u>死亡し</u>、当該加入者の相続人の名義に変更する場合</p> <p>(2) 法人加入者が合併または組織変更により商号を変更する場合</p> <p>(3) 2親等以内の家族の名義に変更する場合</p> <p>(4) 当社が特に認めた場合 (略)</p> <p>3. 個人加入者が改姓・改名した場合においても前項の書類の提出を必要とします。 (略)</p>

KCN WiMAX+5G契約約款 新旧対照表

旧	新
<p>第15条（IDおよびパスワードの管理） 当社は、加入者にIDを付与します。<u>加入者</u>は、本項各号に定めるパスワードを自ら任意で設定、変更するものとします。ID、パスワードの種類は<u>次のとおりになります。</u> （略） 3. 加入者は、パスワードの喪失、盗難が判明した場合には、速やかにその旨を当社に報告するものとし、その報告があった場合および当社がその事態に気づいた場合には、当社は当該IDによる本サービスの提供を停止します。ただし、他者の不正使用により<u>加入者</u>が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。 4. 加入者が第22条（加入者が行う本契約の解約）の規定により本契約を解約する場合、もしくは第23条（当社が行う本契約の解除）の規定により、本契約が当社により解除された場合、利用終了日以降、当該加入者はIDとパスワードを利用する権利を失います。</p>	<p>第15条（IDおよびパスワードの管理） 当社は、加入者にIDを付与します。<u>当該加入者</u>は、本項各号に定めるパスワードを自ら任意で設定、変更するものとします。ID<u>および</u>パスワードの種類は<u>次のとおりです。</u> （略） 3. 加入者は、パスワードの喪失、盗難が判明した場合には、速やかにその旨を当社に報告するものとし、その報告があった場合および当社がその事態に気づいた場合には、当社は当該IDによる本サービスの提供を停止します。ただし、他者の不正使用により<u>当該加入者</u>が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。 4. 加入者が第22条（加入者が行う本契約の解約）の規定により本契約を解約する場合、もしくは第23条（当社が行う本契約の解除）の規定により、本契約が当社により解除された場合、利用終了日以降、当該加入者はID<u>および</u>パスワードを利用する権利を失います。<u>ただし、当社は、第1項第1号に定めるIDおよびパスワードについては、当社の定める一定期間に限り利用を認めるものとします。</u></p>
<p>第16条（通信の条件） （略） 3. <u>KCN WiMAX+5G端末機器</u>に使用するIPアドレスとして、動的プライベートIPアドレスを割り当てるものとします。</p>	<p>第16条（通信の条件） （略） 3. <u>端末機器</u>に使用するIPアドレスとして、動的プライベートIPアドレスを割り当てるものとします。</p>
<p>第17条（通信の制限） （略） 3. 当社は、その加入者回線に係る通信の1料金月における総情報量（通信の相手方に到達しなかったものを<u>含む</u>。以下「累計課金対象データ量」といいます。）が別に定める情報量の上限を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その加入者回線に係る通信の伝送速度を最高128kbit/sに制限する取扱い（以下「総量速度規制」といいます。）を行います。ただし、スタンダードモードによる通信については、総量速度規制を行わず、情報は累計課金対象データ量の集計から除外します。 4. 当社は、前3項の規定によるほか、当社または提携事業者等が、窃盗、詐欺等の犯罪行為もしくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断しまたは当社もしくは提携事業者等に対する代金債務（立替払等に係る債務を<u>含む</u>）の履行が為されていないと判断した<u>KCN WiMAX+5G端末機器</u>が加入者回線に接続された場合、その加入者回線を用いた通信の利用を制限することがあります。</p>	<p>第17条（通信の制限） （略） 3. 当社は、その加入者回線に係る通信の1料金月における総情報量（通信の相手方に到達しなかったものを<u>含みます</u>。以下「累計課金対象データ量」といいます。）が別に定める情報量の上限を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その加入者回線に係る通信の伝送速度を最高128kbit/sに制限する取扱い（以下「総量速度規制」といいます。）を行います。ただし、スタンダードモードによる通信については、総量速度規制を行わず、情報は累計課金対象データ量の集計から除外します。 4. 当社は、前3項の規定によるほか、当社または提携事業者等が、窃盗、詐欺等の犯罪行為もしくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断しまたは当社もしくは提携事業者等に対する代金債務（立替払等に係る債務を<u>含みます</u>）の履行が為されていないと判断した<u>端末機器</u>が加入者回線に接続された場合、その加入者回線を用いた通信の利用を制限することがあります。</p>
<p>第5章 本サービス提供の<u>停止および中止</u> 第18条（本サービス提供の一時停止の特例） 当社は、<u>ウイルス攻撃</u>、不正アクセス等により、加入者から請求があったときは、本サービスの一時停止（その加入者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じ。）を行うことがあります。</p>	<p>第5章 本サービス提供の<u>停止等</u> 第18条（本サービス提供の一時停止の特例） 当社は、<u>サイバー攻撃</u>、不正アクセス等により、加入者から請求があったときは、本サービスの一時停止（その加入者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じ。）を行うことがあります。</p>
<p>第19条（本サービス提供の制限） 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を制限することがあります。 （1）加入者に送信される電子メールの送信元が、虚偽または実在しないと当社がその時点で判断した<u>とき</u> （2）加入者に送信される電子メールの送信元が、当社所定の基準により制限する必要があると判断した電子メールの送信元であった<u>とき</u> （3）加入者が閲覧しようとするホームページ、画像・映像等、その他<u>加入者</u>が接続しようとする通信対象（以下「通信対象」といいます。）が、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会から当社に提供される児童ポルノ関連ページ等のリスト（以下「リスト」といいます。）の内容に合致した<u>とき</u> （4）通信対象が、リストと同一ドメイン名で管理されている<u>とき</u> （略）</p>	<p>第19条（<u>当社が行う</u>本サービス提供の制限） 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を制限することがあります。 （1）加入者に送信される電子メールの送信元が、虚偽または実在しないと当社がその時点で判断した<u>場合</u> （2）加入者に送信される電子メールの送信元が、当社所定の基準により制限する必要があると判断した電子メールの送信元であった<u>場合</u> （3）加入者が閲覧しようとするホームページ、画像・映像等、その他<u>当該加入者</u>が接続しようとする通信対象（以下「通信対象」といいます。）が、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会から当社に提供される児童ポルノ関連ページ等のリスト（以下「リスト」といいます。）の内容に合致した<u>場合</u> （4）通信対象が、リストと同一ドメイン名で管理されている<u>場合</u> （略）</p>

KCN WiMAX+5G契約約款 新旧対照表

旧	新
<p>3. 当社は、第1項第3号または第4号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に通知することなく通信対象の接続を制限します。 (略)</p>	<p>3. 当社は、第1項第3号または第4号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に通知することなく通信対象の接続を制限します。<u>当該制限は、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報であって、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限りです。なお、当該制限内容と直接関係のない情報についても、当該制限に伴い必要な限度で制限する場合があります。</u> (略)</p>
<p>第20条 (本サービス提供の停止) 当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。 (略) (4) 第17条 (通信の制限) 第2項第3号から第5号の規定により、<u>当社が本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合</u> (略) (7) 第48条 (情報の削除等) 第1項第1号から第3号の要求を受けた加入者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合 (8) 加入者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき (9) 第35条 (KCN WiMAX+5G 端末機器 および自営端末設備の検査)、または第36条 (KCN WiMAX+5G 端末機器)の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い)の規定に違反した場合 (略) 2. 当社は、前項の規定により、<u>本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対しその理由および停止期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。</u></p>	<p>第20条 (<u>当社が行う</u>本サービス提供の停止) 当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。 (略) (4) 第17条 (通信の制限) 第2項第3号<u>および第4号</u>の規定により、本サービスの<u>利用を制限された加入者が、当該制限期間内に、その原因となった事由を解消しない場合</u> (略) (7) 第48条 (情報の削除等) 第1項第1号から第3号<u>および第5号</u>の要求を受けた加入者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合 (8) 加入者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続した場合 (9) 第35条 (<u>端末機器</u>および自営端末設備の検査)、または第36条 (<u>端末機器</u>の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い)の規定に違反した場合 (略) 2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対し、<u>その理由および停止期間を、当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。</u></p>
<p>第21条 (本サービス提供の中止) 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を中止することがあります。 (略) (4) 第17条 (通信の制限) <u>または第19条 (本サービス提供の制限) 第1項第1号</u>の規定により、当社が本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合 (略)</p>	<p>第21条 (<u>当社が行う</u>本サービス提供の中止) 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を中止することがあります。 (略) (4) 第17条 (通信の制限) <u>第2項第1号、第2号および第5項</u>の規定により、当社が本サービスの<u>利用</u>を制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合 (略)</p>
<p>第22条 (加入者が行う本契約の解約) 加入者は、<u>本サービスの利用開始日の属する月を除く毎月末日付にて、本契約を解約することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解約希望日の14日前までに当社に提出します。</u> 2. 前項に規定する解約請求の受付は、<u>加入者</u>より解約の申告を受けたときに成立します。ただし、解約日においては必要な提出書類を当社が受理した日の属する月の<u>月末</u>を原則として、本サービスの利用終了日および解約日として取り扱います。 (略)</p>	<p>第22条 (加入者が行う本契約の解約) 加入者は、毎月末日付にて、本契約を解約することができます。この場合、<u>当該加入者</u>は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解約希望日の14日前までに当社に提出します。 2. 前項に規定する解約請求の受付は、<u>当該加入者</u>より解約の申告を受けたときに成立します。ただし、解約日においては必要な提出書類を当社が受理した日の属する月の<u>末日</u>を原則として、本サービスの利用終了日および解約日として取り扱います。 (略)</p>
<p>第23条 (当社が行う本契約の解除) 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができるものとします。 (1) 第20条 (本サービス提供の停止) 第1項の規定により本サービスの利用を停止された加入者が、当該停止期間内にその原因となった事由を解消しない場合 (略) (3) 本契約の成立後、第9条 (申込みの承諾) <u>第1項および第3項</u>各号に定める事由が判明した場合 2. 当社は、加入者が第20条 (本サービス提供の停止) 第1項<u>および第49条 (禁止事項)</u>に該当する場合、ならびに加入者が本約款に違反する行為があったと認められる場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、<u>前項の規定にかかわらず、第20条 (本サービス提供の停止)</u>に定める本サービスの提供の停止をすることなくその本契約を解除できるものとします。</p>	<p>第23条 (当社が行う本契約の解除) 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができるものとします。 (1) 第20条 (<u>当社が行う</u>本サービス提供の停止) 第1項の規定により本サービスの利用を停止された加入者が、当該停止期間内にその原因となった事由を解消しない場合 (略) (3) 本契約の成立後、第9条 (申込みの承諾) <u>第3項</u>各号に定める事由が判明した場合 2. 当社は、加入者が第20条 (<u>当社が行う</u>本サービス提供の停止) 第1項に該当する場合、ならびに加入者が本約款に違反する行為があったと認められる場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、<u>同条</u>に定める本サービスの提供の停止をすることなくその本契約を解除できるものとします。</p>

KCN WiMAX+5G契約約款 新旧対照表

旧	新
<p>3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、<u>前2項の規定にかかわらず</u>、第20条（本サービス提供の停止）に定める本サービスの提供の停止をすることなく本契約を解除できるものとします。 （略）</p> <p>4. 当社は、加入者について、破産法、民事再生法または会社再生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、<u>第1項から第3項の規定にかかわらず</u>、直ちに本契約を解除できるものとします。 （略）</p> <p>6. 当社は、第1項から第4項の規定により本契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により<u>加入者</u>にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。 （略）</p>	<p>3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、第20条（<u>当社が行う</u>本サービス提供の停止）に定める本サービスの提供の停止をすることなく本契約を解除できるものとします。 （略）</p> <p>4. 当社は、加入者について、破産法、民事再生法または会社再生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちに本契約を解除できるものとします。 （略）</p> <p>6. 当社は、第1項から第4項の規定により本契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により<u>当該加入者</u>にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。 （略）</p>
<p>第25条（料金等） 料金等は、別に定める料金表のとおりとします。加入者は料金表に従って、利用料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料および事務手数料等を当社に支払うものとします。</p> <p>2. 加入者は料金表記載の金額を支払います。<u>なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切りこれを切り捨てます。</u></p> <p>3. 当社は、料金表を改定することがあります。この場合、当社は事前に<u>ホームページ</u>上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。 （略）</p>	<p>第25条（料金等） 料金等は、別に定める料金表に<u>記載</u>のとおりとします。加入者は料金表に従って、利用料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料および事務手数料<u>など</u>を当社に支払うものとします。</p> <p>2. 加入者は料金表に<u>記載</u>の金額を支払います。</p> <p>3. 当社は、料金表を改定することがあります。この場合、当社は事前に<u>当社ホームページ</u>上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。 （略）</p>
<p>第26条（加入者の支払義務） 加入者は、その契約内容に応じ、第25条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負います。</p> <p>2. 料金等のうち、利用料金の支払いは、利用開始日の属する月の翌月から<u>利用終了日</u>の属する月までの期間（提供を開始した月と解約、解除または<u>サービスの廃止</u>があった月が同一の月である場合は、<u>1</u>ヵ月とします。）とします。 （略）</p> <p>4. 第18条（本サービス提供の一時停止の特例）、第19条（本サービス提供の制限）、第20条（本サービス提供の停止）の規定により、本サービスの提供が行われなかった場合の当該期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとし、利用料金の支払いについては第2項に準じて取り扱います。</p> <p>5. 第21条（本サービス提供の中止）の規定により、本サービスの提供が中止された場合における当該中止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。</p> <p>6. 前各項にかかわらず、加入者の責めによらない事由により、本サービスを<u>全く</u>利用できない状態が<u>生じた場合で</u>、かつ当社がこのことを認知した時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときは、当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間を24で除して日数を算定し（端数切り捨て）、その日数に対応する利用料金の<u>支払い義務を免じます</u>。</p>	<p>第26条（加入者の支払義務） 加入者は、その契約内容に応じ、第25条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負います。<u>なお、第12条（契約事項の変更）第1項の規定により加入者の契約内容が変更されたときは、当該加入者は変更後の契約内容に応じ、第25条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負います。</u></p> <p>2. 料金等のうち、利用料金の支払いは、利用開始日の属する月の翌月から<u>本契約の解約、解除または廃止があった日</u>の属する月までの期間（提供を開始した月と解約、解除または<u>廃止</u>があった月が同一の月である場合は1ヵ月とします。）とします。 （略）</p> <p>4. 第18条（本サービス提供の一時停止の特例）、第19条（<u>当社が行う</u>本サービス提供の制限）、第20条（<u>当社が行う</u>本サービス提供の停止）の規定により、本サービスの提供が行われなかった場合の当該期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとし、利用料金の支払いについては第2項に準じて取り扱います。</p> <p>5. 第21条（<u>当社が行う</u>本サービス提供の中止）の規定により、本サービスの提供が中止された場合における当該中止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。</p> <p>6. 前各項にかかわらず、加入者の責めによらない事由により、本サービスを<u>まったく</u>利用できない状態が<u>生じ</u>、かつ当社がこのことを認知した時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときは、<u>対象となる加入者に対し</u>、当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間を24で除して日数を算定し（端数切り捨て）、その日数に対応する利用料金の<u>支払義務を免ずるものとします</u>。</p>
<p>第28条（料金等の請求時期および支払期限等） （略）</p> <p>3. 加入者は、第1項の料金等について、当社の承諾を得た<u>上</u>で、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができます。</p>	<p>第28条（料金等の請求時期および支払期限等） （略）</p> <p>3. 加入者は、第1項の料金等について、当社の承諾を得た<u>う</u>で、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができます。</p>
<p>第29条（本契約終了に伴う<u>料金等</u>の精算方法） 第22条（加入者が行う本契約の解約）および第23条（当社が行う本契約の解除）の規定により、月の途中で本契約が解約または解除されたときは、<u>料金等</u>は利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算は行いません。</p>	<p>第29条（本契約終了に伴う<u>利用料金</u>の精算方法） 第22条（加入者が行う本契約の解約）および第23条（当社が行う本契約の解除）の規定により、月の途中で本契約が解約または解除されたときは、<u>利用料金</u>は利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算は行いません。</p>

KCN WiMAX+5G契約約款 新旧対照表

旧	新
<p>第30条 (遅延損害金および督促手数料) (略) 2. 当社は、加入者が料金その他の債務(遅延損害金を除きます。)について、支払期日を経過しても支払いがない場合、当社または料金回収会社が督促通知(料金その他の債務の支払いを求める行為をいいます。)を行う場合には、別に定める料金表に記載の督促手数料を別途請求いたします。</p>	<p>第30条 (遅延損害金および督促手数料) (略) 2. 当社は、加入者が料金等その他の債務(遅延損害金を除きます。)について、支払期日を経過しても支払いがない場合、当社または料金回収会社が督促通知(料金その他の債務の支払いを求める行為をいいます。)を行う場合には、別に定める料金表に記載の督促手数料を別途請求いたします。</p>
<p>第31条 (UIMカードの貸与) (略) 3. 加入者は、UIMカードが故障または紛失した場合、当社が料金表に定めるUIMカード再発行手数料を負担します。 (略)</p>	<p>第31条 (UIMカードの貸与) (略) 3. 加入者は、UIMカードが故障または紛失した場合、別に定める料金表に記載のUIMカード再発行手数料を負担します。 (略)</p>
<p>第34条 (KCN WiMAX+5G端末機器の接続) 加入者は、加入者回線にKCN WiMAX+5G端末機器(当社および提携事業者が付与された無線局の免許により運用することができるものならびに加入者回線に接続することができるもの)に限ります。以下この条において同じ。)を接続しようとするときは、当社にその接続の請求を行うものとします。 (略) 4. 加入者が、そのKCN WiMAX+5G端末機器を変更した場合についても、前3項の規定に準じて取り扱います。 (追加) 5. 加入者は、その加入者回線へのKCN WiMAX+5G端末機器の接続を取りやめた場合には、その旨を当社に通知するものとします。</p>	<p>第34条 (端末機器の接続) 加入者は、加入者回線に端末機器(当社および提携事業者が付与された無線局の免許により運用することができるものならびに加入者回線に接続することができるもの)に限ります。以下本条において同じ。)を接続しようとするときは、当社にその接続の請求を行うものとします。 (略) 4. 加入者が、端末機器を変更した場合についても、前3項の規定に準じて取り扱います。 5. 当社は、当社が提供する端末機器以外での使用における動作および通信品質に関し、一切保証しません。 6. 加入者は、その加入者回線への端末機器の接続を取りやめた場合には、その旨を当社に通知するものとします。</p>
<p>第35条 (KCN WiMAX+5G端末機器および自営端末設備の検査) 当社は、加入者回線に接続されているKCN WiMAX+5G端末機器または自営端末設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、加入者にそのKCN WiMAX+5G端末機器および自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかについて検査を受けることを求めることがあります。この場合、加入者は、正当な理由がある場合、その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾するものとします。 2. 前項の検査を行った結果、KCN WiMAX+5G端末機器または自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、加入者は当該端末機器または自営端末設備を加入者回線から取り外すものとします。</p>	<p>第35条 (端末機器および自営端末設備の検査) 当社は、加入者回線に接続されている端末機器または自営端末設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、加入者に当該端末機器および自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかについて検査を受けることを求めることがあります。この場合、加入者は、正当な理由がある場合、その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾するものとします。 2. 前項の検査を行った結果、端末機器または自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、加入者は当該端末機器または自営端末設備を加入者回線から取り外すものとします。</p>
<p>第36条 (KCN WiMAX+5G端末機器の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い) 加入者回線に接続されているKCN WiMAX+5G端末機器について、電波法(昭和25年法律第131号)の規定に基づき、提携事業者が総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、加入者はそのKCN WiMAX+5G端末機器の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行うものとします。 2. 当社は加入者に対し、前項の修理等が完了したKCN WiMAX+5G端末機器について、電波法の規定に基づく検査等を受けることを要求できるものとし、加入者は、正当な理由がある場合を除いて、加入者の責任と費用において当該検査に応じるものとします。 3. 前項の検査を行った結果、KCN WiMAX+5G端末機器が無線設備規則に適合していると認められないときは、加入者はそのKCN WiMAX+5G端末機器を加入者回線から取り外すものとします。 4. 本条に規定する検査のほか、KCN WiMAX+5G端末機器の電波法に基づく検査を受ける場合の取り扱いについては、前2項の規定に準じます。</p>	<p>第36条 (端末機器の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い) 加入者回線に接続されている端末機器について、電波法(昭和25年法律第131号)の規定に基づき、提携事業者が総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、加入者は当該端末機器の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行うものとします。 2. 当社は加入者に対し、前項の修理等が完了した端末機器について、電波法の規定に基づく検査等を受けることを要求できるものとし、加入者は、正当な理由がある場合を除いて、加入者の責任と費用において当該検査に応じるものとします。 3. 前項の検査を行った結果、端末機器が無線設備規則に適合していると認められないときは、加入者は当該端末機器を加入者回線から取り外すものとします。 4. 本条に規定する検査のほか、端末機器の電波法に基づく検査を受ける場合の取り扱いについては、前2項の規定に準じます。</p>

KC N WiMAX+5G契約約款 新旧対照表

旧	新
<p>第37条（<u>当社</u>の維持責任） 当社は、当社および提携事業者の設置した電気通信回線設備について事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持管理責任を負います。</p>	<p>第37条（<u>当社による</u>維持責任） 当社は、当社および提携事業者等の設置した電気通信回線設備について事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持管理責任を負います。</p>
<p>第38条（加入者の維持責任） 加入者は、<u>KCN WiMAX+5G 端末機器</u>を技術基準等および無線設備規則に適合するよう維持します。</p>	<p>第38条（加入者の維持責任） 加入者は、<u>端末機器</u>を技術基準等および無線設備規則に適合するよう維持します。</p>
<p>第39条（加入者の切分責任） 加入者は、本サービスを利用することができなくなったときは、<u>KCN WiMAX+5G 端末機器</u>に故障のないことを確認の上、当社に調査を請求するものとします。</p>	<p>第39条（加入者の切分責任） 加入者は、本サービスを利用することができなくなったときは、<u>端末機器</u>に故障のないことを確認の<u>うえ</u>、当社に調査を請求するものとします。</p>
<p>第41条（オプションサービス利用の申込み） 加入者は、第5条（オプションサービスの種別）に規定するオプションサービス種別の利用を申し込むことができます。この場合、<u>加入者</u>は当社の定める方法により、当社に申し込むものとします。 <u>（追加）</u> 2. 当社は、第9条（申込みの承諾）の規定に準じ、第1項の申込みを承諾しない場合があります。この場合、当社は当該加入者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。 3. 当社は、加入者のオプションサービスが利用可能となった日を、当該オプションサービスの利用開始日と定めます。</p>	<p>第41条（オプションサービス利用の申込み） 加入者は、第5条（オプションサービスの種別）に規定するオプションサービスを申し込むことができます。この場合、<u>当該加入者</u>は当社の定める方法により、当社に申し込むものとします。 2. <u>加入者は、本サービスを申し込むことなくオプションサービスのみを申し込むことはできません。</u> 3. 当社は、第9条（申込みの承諾）の規定に準じ、第1項の申込みを承諾しない場合があります。この場合、当社は、<u>当該加入者</u>に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。 4. 当社は、加入者のオプションサービスが利用可能となった日を、当該オプションサービスの利用開始日と定めます。</p>
<p>第42条（オプションサービスの制限・停止・中止） 第19条（本サービス提供の制限）、第20条（本サービス提供の停止）、<u>第21条（本サービス提供の中止）</u>の規定については、オプションサービスについても準用します。</p>	<p>第42条（オプションサービスの制限・停止・中止） 第19条（<u>当社が行う</u>本サービス提供の制限）、第20条（<u>当社が行う</u>本サービス提供の停止）<u>および</u>第21条（<u>当社が行う</u>本サービス提供の中止）の規定については、オプションサービスについても準用します。</p>
<p>第43条（オプションサービスの追加および解約） 加入者は、オプションサービスの追加および解約を請求することができます。この場合、<u>加入者</u>は、当社所定の申込様式に必要事項を記載して、当社に提出するものとします。</p>	<p>第43条（オプションサービスの追加および解約） 加入者は、オプションサービスの追加および解約を請求することができます。この場合、<u>当該加入者</u>は、当社所定の申込様式に必要事項を記載して、当社に提出するものとします。</p>
<p>第44条（オプションサービスの廃止） 当社は、都合により特定のオプションサービス種別を任意の月の末日付けで廃止する場合があります。この場合、オプションサービス廃止日をオプションサービスの提供終了日と定めます。 2. 当社は、前項の場合には当該オプションサービスを廃止する日の3ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。ただし、当社の責めによらない事由により当該オプションサービスを廃止する場合はこの限りではありません。</p>	<p>第44条（オプションサービスの廃止） 当社は、都合により特定のオプションサービスを任意の月の末日付けで廃止する場合があります。この場合、オプションサービス廃止日をオプションサービスの提供終了日と定めます。 2. 当社は、前項の場合には、<u>当該加入者に対し</u>当該オプションサービスを廃止する日の3ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。ただし、当社の責めによらない事由により当該オプションサービスを廃止する場合はこの限りではありません。</p>
<p>第45条（個人情報） 当社は、<u>本サービス提供</u>にあたり取得した個人情報について、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」に基づいて適正に取り扱います。</p>	<p>第45条（個人情報） 当社は、<u>本サービスの提供</u>にあたり取得した個人情報について、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」に基づいて適正に取り扱います。</p>
<p>第47条（機密保持） 加入者および当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、本契約終了後といえども相手方の同意なしに他者に開示、<u>提供しません。</u> (略)</p>	<p>第47条（機密保持） 加入者および当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、本契約終了後といえども相手方の同意なしに他者に開示、<u>提供しないこととします。</u> (略)</p>

KCN WiMAX+5G契約約款 新旧対照表

旧	新
<p>第48条 (情報の削除等) (略) (4) 事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部 <u>もしくは</u> 一部を削除し、<u>または</u> 他者が閲覧できない状態に置くこと <u>(追加)</u> (略)</p>	<p>第48条 (情報の削除等) (略) (4) 事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部 <u>または</u> 一部を削除し、<u>もしくは</u> 他者が閲覧できない状態に置くこと <u>(5) 第53条 (連絡受付体制の整備について) に規定する連絡受付体制の整備が講じられていない場合、連絡受付体制の整備を要求すること</u> (略)</p>
<p>第50条 (加入者の義務) 加入者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負います。 (1) 加入者が他のネットワーク (国内外) を経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則に従うこと (2) 加入者は、当社のサーバ内に保管された <u>加入者</u> のデータについてすべての責任を持ち、そのデータのバックアップは <u>加入者</u> の責任において行うこと <u>(追加)</u> 2. 加入者は、本約款の認める範囲において <u>加入者</u> の利用権限のもとで本サービスを利用する者に対し、本約款を遵守させる責任を負います。 <u>(追加)</u></p>	<p>第50条 (加入者の義務) 加入者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負います。 (1) 加入者が他のネットワーク (国内外) を経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則に従うこと (2) 加入者は、当社のサーバ内に保管された <u>当該加入者</u> のデータについてすべての責任を持ち、そのデータのバックアップは <u>当該加入者</u> の責任において行うこと <u>2. 加入者は、当社の承諾を得ることなく、他者が本サービスを利用できる状態にしないこととします。</u> <u>3. 加入者は、本約款の認める範囲において 当該加入者 の利用権限のもとで本サービスを利用する者に対し、本約款を遵守させる責任を負います。</u> <u>4. 当社は、前項の規定に基づき、本サービスを利用する者が第49条 (禁止事項) に規定する禁止事項のいずれかを行い、もしくはその故意または過失により当社が損害を被った場合、当該利用者の行為を加入者の行為とみなして取り扱います。</u></p>
<p>第51条 (コンテンツ) 加入者が、当社サーバ内に開設した <u>加入者</u> のホームページで発信する情報の作成およびアップデートは、別途契約による場合を除き、<u>加入者</u> が行うものとし、当社は一切関係しません。 2. 加入者が発信する情報は、国内外の法令に違反するものであってはなりません。 3. 当社は、加入者が当社サーバ内のホームページに作成したコンテンツに関し、次の権利を有します。 (1) 加入者のコンテンツを閲覧すること (2) 加入者のコンテンツが第49条 (禁止事項) に規定する禁止事項に該当すると当社が判断した場合に、コンテンツの <u>一部または全部</u> の修正あるいは削除を <u>加入者</u> に要求すること (3) 加入者が前号の要求に従わないと当社が判断した場合、<u>加入者</u> のコンテンツの <u>一部または全部</u> を削除すること。ただし、緊急やむを得ない場合は、前号に定める要求を行う事なく、<u>加入者</u> のコンテンツの <u>一部または全部</u> を削除できるものとします。</p>	<p>第51条 (コンテンツ) 加入者が、当社サーバ内に開設した <u>当該加入者</u> のホームページで発信する情報の作成およびアップデートは、別途契約による場合を除き、<u>当該加入者</u> が行うものとし、当社は一切関係しません。 2. 加入者が発信する情報は、国内外の法令に違反するものであってはなりません。 3. 当社は、加入者が当社サーバ内のホームページに作成したコンテンツに関し、次の権利を有します。 (1) 加入者のコンテンツを閲覧すること (2) 加入者のコンテンツが第49条 (禁止事項) に規定する禁止事項に該当すると当社が判断した場合に、コンテンツの <u>全部または一部</u> の修正あるいは削除を <u>当該加入者</u> に要求すること (3) 加入者が前号の要求に従わないと当社が判断した場合、<u>当該加入者</u> のコンテンツの <u>全部または一部</u> を削除すること。ただし、緊急やむを得ない場合は、前号に定める要求を行う <u>こと</u> なく、<u>当該加入者</u> のコンテンツの <u>全部または一部</u> を削除できるものとします。</p>

KCN WiMAX+5G契約約款 新旧対照表

旧	新
<p>第5 2条（青少年にとって有害な情報の取り扱いについて） （略）</p> <p>2. 加入者は、本サービスを利用することにより、特定サーバ管理者となる場合、自らの管理するサーバを利用して第三者により青少年にとって有害な情報（<u>青少年の健全な成長を著しく阻害する情報のうち、第1条に規定する情報を除きます。以下同じ。</u>）の発信が行われたことを知ったとき、または自ら当該情報を発信する場合、以下に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を<u>取る</u>よう努力するものとします。 （略）</p> <p>3. 当社は、本サービスにより、当社の判断において青少年にとって有害な情報が発信された場合、青少年インターネット環境整備法第2 1条の趣旨に則り、加入者に対して、当該情報の発信を通知すると共に、前項に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を<u>取る</u>よう要求することがあります。 （略）</p> <p>5. 前項の場合であっても、当社は第2項第4号の方法により、フィルタリングによって青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させるための措置を<u>する</u>ことがあります。</p>	<p>第5 2条（青少年にとって有害な情報の取り扱いについて） （略）</p> <p>2. 加入者は、本サービスを利用することにより、特定サーバ管理者となる場合、自らの管理するサーバを利用して第三者により青少年にとって有害な情報の発信が行われたことを知ったとき、または自ら当該情報を発信する場合、以下に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を<u>講じる</u>よう努力するものとします。 （略）</p> <p>3. 当社は、本サービスにより、当社の判断において青少年にとって有害な情報が発信された場合、青少年インターネット環境整備法第2 1条の趣旨に則り、加入者に対して、当該情報の発信を通知すると共に、前項に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を<u>講じる</u>よう要求することがあります。 （略）</p> <p>5. 前項の場合であっても、当社は第2項第4号に<u>規定する</u>方法により、フィルタリングによって青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させるための措置を<u>講じる</u>ことがあります。</p>
<p>第5 3条（連絡受付体制の整備について） （略）</p> <p>なお、本項第2号に例示した方法により、連絡を受け付ける体制を整備する場合、当該連絡先が他の目的で悪用されるおそれがあることに<u>加入者</u>は十分留意するものとします。 （略）</p>	<p>第5 3条（連絡受付体制の整備について） （略）</p> <p>なお、本項第2号に例示した方法により、連絡を受け付ける体制を整備する場合、当該連絡先が他の目的で悪用されるおそれがあることに<u>当該加入者</u>は十分留意するものとします。 （略）</p>
<p>第5 4条（損害賠償の免責および特約事項） 当社が、本サービスの提供を制限、停止、中止、廃止、利用不能、加入者が本サービスに送信した情報の削除または消失、本サービスの利用による当社サーバ内に保管された<u>加入者</u>のデータの消失または機器の故障もしくは損傷、その他本サービスに関して、<u>加入者</u>が被った損害につき、当社は一切責任を負いません。</p> <p>2. 当社は、本サービスに係る技術仕様その他の提供条件の変更または電気通信設備の更改等に伴い、加入者が使用もしくは所有している自営端末設備（その自営端末設備を結合または装着する等することにより一体的に使用される電子機器その他の器具を<u>含む</u>。）の改造または交換等を要することとなった場合であっても、その改造または交換等に要する費用については負担しません。 （略）</p> <p>7. 第2 2条（加入者が行う本契約の解約）および第2 3条（当社が行う本契約の解除）の規定により本契約が解除されたことにより、当社が損害を被った場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができます。ただし、当社の責めによる事由により本契約が解除された場合はこの限りではありません。 <u>8.</u> 別途本約款で明確に定める場合を除き、何らかの理由により当社が責任を負う場合であっても、当社は、附随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害および逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。 <u>9.</u> 当社は、加入者に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができます。</p>	<p>第5 4条（損害賠償の免責および特約事項） 当社が、<u>第1 7条（通信の制限）、第1 8条（本サービス提供の一時停止の特例）、第1 9条（当社が行う本サービス提供の制限）、第2 0条（当社が行う本サービス提供の停止）、第2 1条（当社が行う本サービス提供の中止）および第5 6条（本サービスの廃止）の規定により</u>、本サービスの提供を制限、停止、中止、廃止した場合や、利用不能、加入者が本サービスに送信した情報の削除または消失、本サービスの利用による当社サーバ内に保管された<u>当該加入者</u>のデータの消失または機器の故障もしくは損傷、その他本サービスに関して、<u>当該加入者</u>が被った損害につき、当社は一切責任を負いません。</p> <p>2. 当社は、本サービスに係る技術仕様その他の提供条件の変更または電気通信設備の更改等に伴い、加入者が使用もしくは所有している自営端末設備（その自営端末設備を結合または装着する等することにより一体的に使用される電子機器その他の器具を<u>含みます</u>。）の改造または交換等を要することとなった場合であっても、その改造または交換等に要する費用については負担しません。 （略）</p> <p>7. 第2 2条（加入者が行う本契約の解約）および第2 3条（当社が行う本契約の解除）の規定により本契約が<u>解約または</u>解除されたことにより、当社が損害を被った場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができます。ただし、当社の責めによる事由により本契約が解除された場合はこの限りではありません。 <u>9.</u> 別途本約款で明確に定める場合を除き、何らかの理由により当社が責任を負う場合であっても、当社は、附随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害および逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。 <u>8.</u> 当社は、加入者に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができます。</p>

KCN WiMAX+5G契約約款 新旧対照表

旧	新																								
<p>第56条（本サービスの廃止） 当社は、業務上の都合により本サービスの<u>一部および全部</u>を廃止することができます。この場合、本サービスを廃止する日をもって本契約は終了するものとし、この日を本サービスの提供終了日と定めます。 <u>2. 当社は、前項の場合には、加入者に対し本サービスを廃止する日の3ヵ月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により本サービスを廃止する旨を告知します。</u> <u>3. 当社は、都合により本サービスを任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、加入者は第12条（契約事項の変更）第1項の規定に基づき当社の別のサービスへの変更を請求できます。請求を行わなかった加入者に関しては、別途当社が定める場合を除き、当該サービスの種類を廃止する日をもって当該加入者との本契約を解除します。</u> <u>4. 当社は、前項の場合には、当該サービスの種類を利用する加入者に対し当該サービスの種類を廃止する日の3ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により当該サービスの種類を廃止する旨を告知します。</u></p>	<p>第56条（本サービスの廃止） 当社は、業務上の都合により本サービスの<u>全部または一部</u>を廃止することができます。この場合、本サービスを廃止する日をもって本契約は終了するものとし、この日を本サービスの提供終了日と定めます。 <u>(削除)</u> <u>2. 前項の場合、加入者は第12条（契約事項の変更）第1項の規定に基づき、当社の別のサービスへの変更を請求することができます。請求を行わなかった加入者に関しては、別途当社が定める場合を除き、本サービスを廃止する日をもって当該加入者との本契約を解除するものとしします。</u> <u>3. 当社は、第1項および第2項の場合には、当該加入者に対し本サービスを廃止する日の3ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。ただし、当社の責めによらない事由により本サービスの全部または一部を廃止する場合はこの限りではありません。</u></p>																								
<p>第61条（定めなき事項） 本約款に定めなき事項が生じた場合は、当社および加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。</p>	<p>第61条（定めなき事項） 本約款に定めなき事項が生じた場合は、当社および加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の<u>うえ</u>、解決に当たるものとします。</p>																								
<p>付 則 本約款は2024年<u>4月1日</u>より施行します。</p>	<p>付 則 本約款は2024年<u>11月1日</u>より施行します。</p>																								
<p>KCN WiMAX+5G料金表 ※表記の金額は特に記載のある場合を除き、すべて消費税込みです。<u>請求金額は税抜金額の合計から税率乗算して小数点以下端数を切り捨てて計算します。</u></p>	<p>KCN WiMAX+5G料金表 ※表記の金額は特に記載のある場合を除き、すべて消費税込みです。</p>																								
<p>(表2) オプションサービス</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">オプションサービス種別</th> <th style="width: 20%;">月額利用料</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>追加 メールリングリスト</td> <td>1,100円</td> <td>100件につき(最初に登録費別途2,200円が必要)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	オプションサービス種別	月額利用料	備考	(略)			追加 メールリングリスト	1,100円	100件につき(最初に登録費別途2,200円が必要)	(略)			<p>(表2) オプションサービス</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">オプションサービス種別</th> <th style="width: 20%;">月額利用料</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>メールリングリスト</td> <td>1,100円</td> <td>1契約につき100件まで利用可能(別途、初めに登録費2,200円が必要)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	オプションサービス種別	月額利用料	備考	(略)			メールリングリスト	1,100円	1契約につき100件まで利用可能(別途、初めに登録費2,200円が必要)	(略)		
オプションサービス種別	月額利用料	備考																							
(略)																									
追加 メールリングリスト	1,100円	100件につき(最初に登録費別途2,200円が必要)																							
(略)																									
オプションサービス種別	月額利用料	備考																							
(略)																									
メールリングリスト	1,100円	1契約につき100件まで利用可能(別途、初めに登録費2,200円が必要)																							
(略)																									